

開催日:平成25年9月26日

会議名:平成25年 第5回定例会(第4日 9月26日)

- 小中学校の校務ネット(校務用パソコン)について
- いじめ・不登校対策事業について

橋本紀子議員

民主・元気ネットの橋本紀子でございます。

まず、小、中学校の校務ネットについてお伺いします。

情報化の進展と教育の情報化が求められる中、平成20年7月に出された教育振興基本計画では、今後5年間に総合的かつ計画的に推進すべき施策77項目のうち、教育の情報化関連では、青少年を有害環境から守る取り組み、教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり、学校の情報化の充実などを基本的方向として推進することとされました。教育環境整備の観点からは、教員が子どもと向き合う時間の確保にかかわって、教育現場のICT化、事務の簡素化などに取り組むとされています。

また、平成21年7月に策定された「i-Japan 戦略2015」では、教育・人材分野が三大重点分野の一つとして位置づけられ、2015年までに幼保小中高等学校等における教育に関し、教員のデジタル活用指導力の向上、その活用をサポートする体制の整備、双方向でわかりやすい授業の実現、情報教育の内容の充実、また、校務の情報化では、業務の軽減と効率化などで学校経営の改善を図るなどの方策を実現するとしています。

これらの施策推進方針にかかわって、高槻市の教育現場におけるICT環境の整備状況についてお聞きいたします。

また、あわせて文部科学省の学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果と、本市の実態についてお伺いします。

次に、大きな2番目ですが、いじめ不登校対策事業及び学校支援の充実についてお伺いします。

いじめ問題解消のための法律、いじめ防止対策推進法が6月28日に成立しました。与野党がそれぞれに提出した法案を審議し、一つの法律として成立させたものです。いじめは絶対に許されない行為であるとの認識を国民が共有し、国民こぞって取り組む課題であることを位置づけました。

今秋から施行されますが、同法では、法の目的、いじめの定義、国や自治体、教委、学校、保護者、その他の関係機関が取り組むべき対策について規定しています。国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として、いじめの防止等の対策に従事する人材の確保、調査研究の推進、啓発活動について定めるなど、地方公共団体についても、その責務を規定

し、いじめを防止するための施策を策定し、実施する責任があることを明確にしています。

高槻市は、これまでも先取りして、いじめ不登校対策事業など、総合的な施策を実施してこられました。この法律の制定により、新たに検討が必要なものがあるのか。また、いじめ防止の基本方針の作成について、どのようにお考えかお伺いします。

以上が1問目です。よろしくお願いいたします。

〔教育指導部長（樽井弘三）登壇〕

教育指導部長（樽井弘三）

内容が他部にわたりますので、調整の上、私のほうからご答弁申し上げます。

I C T環境整備の状況についてでございますが、本市では、現在、全小、中学校に校内LANを敷設しており、パソコン教室だけでなく、全ての普通教室からインターネットに接続することができるようになっております。

各学校のパソコン教室には、児童生徒が1人1台ずつ使えるようにするために40台のパソコンを設置しております。また、普通教室での授業用として、各校当たり10台前後のパソコンとプロジェクターを整備しております。

今年度、全ての中学校普通教室に電子黒板機能つきプロジェクターを書画カメラとともに設置いたしました。学校からは、授業のたびに教室に運んで設定する必要がなく、すぐに使えるので、どんどん授業で活用したい等のお声を聞いております。また、児童生徒の成績処理などに用いる教員の校務用パソコンは現在、各校10台前後の整備状況となっております。

文部科学省による、学校における教育の情報化の実態等に関する調査の結果でございますが、普通教室の校内LAN整備率、及び高速回線接続率については、本市はともに100%でございます。

教育用のコンピューター1台当たりの児童生徒数については3.6人という国の指標に対し、全国平均は6.5人、本市は8.1人となっております。また、教員の校務用コンピューターは、教員1人1台という国の指標に対して、現在、本市は39%という整備率で、大阪府の平均88.6%を下回っている状況でございます。

次に、いじめ不登校対策事業についてでございますが、いじめ防止対策推進法は、早期発見のための措置、相談体制の整備、いじめ防止等の対策に従事する人材の確保などの施策を実施することを各地方公共団体に求めております。また、重大事案が生じた場合に、教育委員会が学校や関係機関と連携して対処することや、出席停止等の運用についての整備に関する規定もなされております。

これらの規定につきましては、本市では、いじめ不登校対策事業により、「はにたんの子どもいじめ110番」、スクールソーシャルワーカーの派遣、弁護士等への第三者への相談などを既に実施しているところでございます。また、携帯電話やインターネットを通

じて行われるいじめに関する事案への対処につきましては、大阪府教育委員会と連携をし、子どもを守るサイバーネットワークのシステムを活用しているところでございます。

市として、いじめ防止の基本方針の策定につきましては努力義務となっておりますが、国の基本方針等を参考にしながら、今後、策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

橋本紀子議員

高槻市のICT教育環境としては、インターネット接続率、校内LANが100%ということで、これは評価いたします。しかし、先ほど1問目で述べました施策との関連では、教育用のパソコン、つまり児童生徒が授業で使うパソコンは国指針が3.6人に1台のところ、実際の全国平均は6.5人に1台で、大阪府の平均もほぼ同じ台数ですが、高槻市は8.1人に1台となっているということです。プロジェクターとあわせた活用などにより効果も出ていますが、児童生徒の情報活用能力の向上という目的達成のためには、より一層の改善が望まれます。

また、校務用パソコンは教員1人1台という国の指針に対し、高槻市では39%の整備率で、大阪府の平均整備率88.6%を大きく下回っています。

個人情報保護のため、個人用パソコンが使用できなくなった時点で、他市では1人1台のパソコンの整備に取り組まれてきたと思いますが、ちなみに近隣市町では、池田市、枚方市、茨木市、摂津市、島本町では100%を超えた整備率となっています。

高槻市の校務用パソコンの現状と課題をまとめてみますと、次のようになります。

- (1) 個人情報を扱うため、インターネットに接続しない、閉じたネットワークで管理された専用端末のみ使用可能である。
- (2) 各人が使用のたびに、保管ロッカーから取り出し、接続し、個人IDでログインすることなどの準備が必要なため、使用する教職員が変わるたびに同じ作業が必要で、合間時間の有効活用ができない。
- (3) 配置台数は、おおよそ教職員3人に1台で、授業後、会議後、クラブ後など、特にテスト作成と成績処理の時期は、より過密になるなど、使用時間帯が重なるため、順番待ちや休日出勤が起きている。
- (4) 教職員が子どもたちと落ちついて接する時間や、豊かな授業づくりのための教材研究の時間を確保するためには、効率よく業務を行うことができる1人1台の環境が必要である。
- (5) そのほか、保健室にもセンシティブな個人の既往症等の個人情報を扱うため専用の端末が必要なことや、インターネットの活用や情報の共有、交換などの利便向上など、ネットワークの利点をより活用できる環境の整備は必要であるなどが挙げられると思います。

そこで、今後の学校ICT環境整備計画についての考え方についてお伺いしたいと思います。

大きな2つ目、いじめ対策についてですが、これまでも児童虐待防止法や障害者虐待防止法などの法律ができたことで、これらが特定の問題ではなく、誰もがその対象になり得ることや、その行為を許してはならないなどの認識が共有化されました。

一方、法律で述べられていることは、既に学校現場で取り組まれていることである、との声もあるように、学校では問題を担任だけが抱えるのではなく、チームとして対応しておられると思います。しかし、今日の学校では、例えばいじめ一つの問題だけでなく、同時に多くのさまざまな課題を抱えています。法律によって学校だけを責めるのではなく、法律によって社会全体が学校を支えるという意識が醸成されることが必要であり、法律で国民全体の意識が変われば、いじめは悪いことであると同時に、教育問題の視点からは、いじめる側の子どもも誰かの支援を必要としていることから、その支援が大切であることも共有化できるのではないかと思います。

そこで、お伺いします。

第15条から第18条に、学校におけるいじめの防止や人材の確保について規定されていますが、学校の危機管理としては、未然防止が特に重要であると考えます。本市では、どのような取り組みをされておりますか。

2つ目は、いじめが生じた場合には、いじめを受けた児童生徒が安心して学習できるようにするための措置や、いじめを行った児童生徒に対する措置や懲戒についても規定されています。いじめを受けた児童生徒の支援はもちろん必要ですが、いじめを行った児童生徒に対しても、指導だけではなく、支援が必要と考えますが、教育委員会の考えをお聞かせください。

以上が2問目です。

教育指導部長（樽井弘三）

本市の学校におけるICT環境の整備についてでございますが、まずは児童生徒の学習環境を整えるという、そういう観点から、各学校のコンピューター教室、授業用パソコン、インターネット環境の整備等を行ってまいりました。

今年度、中学校の全ての普通教室に電子黒板機能つきプロジェクターと書画カメラを設置することで、いつでもICTが使える環境を、まず中学校に整えることができました。今後は、小学校においても環境整備を順次進めてまいりたいと考えております。

また、教職員用パソコン、いわゆる校務用パソコンの整備につきましても、授業で使用するパソコンとともに、学校の教育力向上に寄与するものと認識しており、これまでも改善を図ってきたところでございます。全国や府下の他の市町村と比較しますと、十分ではない状況でございます。今後、学校におけるICT環境全体の整備の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、いじめ防止についてでございますが、いじめを防止するためには、生徒会活動や学級会活動を通して、子ども自身が主体的に考える機会を持つことが重要でございます。

本市では、平成18年度から「いじめをなくそう子ども会議」を開催し、いじめを防止するための子どもたちの主体的な取り組みを行ってまいりました。昨年度は、この会議をさらに発展させ、大人と子どもがいじめ等について議論をする児童生徒議会を開催したところでございます。

いじめ問題の解決のためには、いじめを起こした児童生徒に対して、みずからの行為を振りかえらせ、同じことを繰り返さないよう、継続的に指導や支援を行うことが必要であると考えております。教育委員会といたしましても、学校だけで解決が困難なケースについては、担当指導主事、教育専門員、学生から成るサポートチームを派遣し、学校の取り組みを支援する体制を整備しているところでございます。

以上でございます。

橋本紀子議員

3問目は、要望とさせていただきます。

今年度、中学校の各教室に電子黒板機能つきプロジェクターが設置されました。これまでは、教師がプロジェクターを教室まで持ち運び、接続して使い、授業が終われば接続を外し、一旦職員室に持ち帰って、次の時間に使う先生が、またそれを別の教室に持ち運ぶということをしていましたが、プロジェクターが全普通教室に設置されたおかげで、この大変な手間がなくなり、いつでも授業でプロジェクターが電子黒板として使えるようになり、大変好評です。

一方、このプロジェクターとともに使用する授業用のパソコンは、各校当たりまだ10台前後で、同時に10クラス以上の授業では使えない状況にあります。また、特に教員が成績処理等の校務のために使うパソコンの数が十分ではなく、結果的に教員が子どもたちと落ちついて接する時間や授業づくりのための教材研究の時間を確保することを、より難しくしています。

これまで進めてきたICT教育環境の整備を一層進めていくことが、濱田市政の掲げる「子育て・教育に優しい街」を具体化し、子育て世代の方々を引きつける教育環境の充実につながるものと考えます。

再度、申し上げます。授業用のパソコンとともに、特に教員の校務用パソコンの整備を早急に進めていただくことを要望しまして、この質問は終わります。

次に、いじめ不登校対策事業の中では、重大事案に対して学校が迅速かつ適切に対応できるよう支援する体制の一つに、学校問題解決チーム、いわゆるサポートチームが設置されています。いじめ、問題行動を解決するため、指導主事、教育専門員、学生から成るサポートチームを派遣し、緊急課題に対する学校の取り組みを支援されています。近年、このチームに対するニーズが非常に高いということで、法制化を機会に人材の確保を図るべ

きと申し上げておきます。

また、いじめの問題を児童生徒が主体的に考え、取り組むことを目的に、昨年、児童生徒議会が開催され、各方面から大変好評でした。ことしは昨年より早くから議会に向けた準備が進められると聞いております。児童生徒が主体となって、みずからの問題、課題を克服する第一歩となるよう、大きく期待をしております。

そのことを申し上げて、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。